

## 広島県告示第 253 号

公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）第 13 条ノ 2 第 1 項の規定によって、公有水面埋立てに係る埋立地の用途の変更を次のとおり許可した。

平成 23 年 3 月 24 日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 1 変更の許可の年月日

平成 23 年 3 月 17 日

### 2 申請者の名称及び所在地並びにその代表者の氏名

広島市中区基町 10 番 52 号

広島県

広島県知事 湯 崎 英 彦

三原市港町三丁目 5 番 1 号

三原市

三原市長 五 藤 康 之

### 3 埋立区域の位置

(A)

三原市幸崎能地四丁目 3415 番 2 に接する無番地から同 3360 番 8 に接する無番地を経て同 3266 番 2 に至る間の地先公有水面

(B)

三原市幸崎能地四丁目 4175 番 2 から同 3505 番 1 に接する埋立地を経て同 3416 番 1 に至る間の地先公有水面

### 4 埋立地の用途及び面積

用 途	変 更 前 の 面 積 (ヘクタール)	変 更 後 の 面 積 (ヘクタール)
漁港施設用地	約 1.3	約 1.2
住宅用地	約 0.9	約 0.9
石油販売業用地	約 0.03	約 0.03
ポンプ場用地	約 0.03	約 0.1
下水処理施設用地	約 0.2	約 0.2
公園・緑地用地	約 0.4	約 0.4

道路用地	約 0.9	約 0.9
フィッシャリーナ用地	約 0.6	約 0.7
護岸用地	約 0.2	約 0.2

5 埋立免許の告示の年月日及び番号

平成 9 年 9 月 22 日 広島県告示第 984 号

(平成 9 年 9 月 16 日付け指令港第 56 号で免許)